

# 予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）に対する意見提出手続について

## 特定個人情報保護評価について

### 1 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報※を取り扱うに当たり、その漏えいのリスク等プライバシーへの影響を自治体自らが点検、評価するものです。

旭川市の各業務システムも特定個人情報保護評価を行いますが、予防接種に関する事務の中では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」と「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」が、取り扱う個人情報の件数が30万件を超えることから、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価のうち、特に厳重な全項目評価を実施し、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）をそれぞれ令和6年度と令和3年度から公表しています。

### 2 今回の評価について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）により、地方公共団体の事務のうち、国が指定する事務については、令和7年度中までにガバメントクラウド（政府共通のクラウドサービスの利用環境）を活用した標準準拠システムを利用することが努力義務として掲げられています。そのため、旭川市の予防接種を扱うシステムもガバメントクラウドに移行する必要性があり、特定個人情報の保管場所などが変更となります。

こうしたガバメントクラウドへの移行は、番号法における特定個人情報ファイルへの「重要な変更」に該当し、この「重要な変更」を行うためにも、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、住民の皆さんから意見を募集し、全項目評価を行います。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（特例臨時接種）の終了に伴い事業の見直しを行い、予防接種に関する事務を一本化して評価書を作成しています。



### 3 評価書の変更箇所について

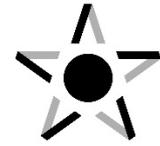
新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の終了により、関連した業務のほとんどが終了した「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」（全項目評価書）と、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」（全項目評価書）を、予防接種に関する事務全般を対象とした内容として一つにまとめ、名称を「予防接種に関する事務における特定個人情報の取扱いについて」（全項目評価書）としました。

### 4 意見提出手続後について

全項目評価書は、住民の皆さんの意見を反映させ、情報セキュリティの専門知識を持った機関による第三者点検を経た上で、国の個人情報保護委員会に提出します。

個人情報保護委員会に提出された全項目評価書は旭川市のホームページでも公表されます。

※ 特定個人情報とは、マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。



## 予防接種に関する事務における特定個人情報の取扱いについて

### 1 特定個人情報ファイルを利用するシステム

予防接種に関する事務で特定個人情報を使用するシステムは次のとおりです。

#### (1) (仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム

予防接種データを登録し、登録内容をチェックしてからデータを保管するシステムです。

必要に応じて接種者の統計データを作成したり、予防接種対象者の住基システムのデータを参照して、接種者の生年月日や住所が間違っていないか確認します。

このシステムに登録されたデータのうち、子供の予防接種データなどの一部については(2)、(3)のシステムによって情報提供ネットワークシステムに登録します。

#### (2) 中間サーバコネクタ(団体内宛名統合システム)

情報提供ネットワークシステムに登録するデータ(主に子供の予防接種)について団体内統合宛名番号の付番を行います。

システムによって団体内統合宛名番号と住民健診情報照会システムの宛名番号とひも付けて管理します。

#### (3) 中間サーバー

情報提供ネットワークシステムとの間で情報をやり取りするための仲介をするシステムです。

#### (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種システム

新型インフルエンザ等の、定期予防接種の対象としていない予防接種を臨時で行う際に、速やかに行うことができるよう、対象者データを抽出したり接種データを保存しておくためのシステムになります。

### 2 特定個人情報ファイルの概要

予防接種に関する事務では、特定個人情報ファイルとして定期接種の予防接種履歴が含まれた「予防接種台帳ファイル」を使用します。

予防接種台帳ファイルは、医療機関から届いた予診票に基づき、予防接種記録を



確認して記録することにより作成され、予防接種法施行規則第三条により作成と保存が義務付けられています。

### 3 リスク対策の概要

上記の特定個人情報ファイルを取り扱う際のリスクに対しては、予防接種に関する事務において個人情報を取り扱う際に既に実施しているリスク対策を含む、次のリスク対策を実施します。

#### (1) 特定個人情報の入手

- ・情報入手の際には、対象者の複数情報の突合により対象者以外の情報を入手することを防止します。
- ・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を必要とします。

また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施しています。

#### (2) 特定個人情報の使用

- ・宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務（システム）以外での検索を行うことはできません。

また、番号利用事務（システム）以外では個人番号は画面表示されません。

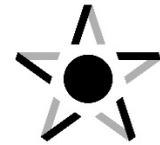
- ・システムを使用する職員のみに対し、ユーザーID及びパスワードを限定的に付与しています。
- ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っています。（操作者がどの個人番号に対して照会を行ったかを記録している。）
- ・所管課設置のオンライン端末からは物理的にファイルが複製できない仕組みとなっています。

#### (3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ・委託を行う際は、契約時に業務従事者の経歴、資格、実績及び守秘義務等に対する誓約書の提出を受けています。

#### (4) 特定個人情報の提供・移転

- ・予防接種に関する事務について、特定個人情報の提供・移転は行っていません。



#### **(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続**

- ・ 高度なセキュリティレベルを維持した行政専用回線を利用し、さらに通信を適切に暗号化するなどして安全性を確保します。
- ・ 中間サーバーでは、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録され、不適切な操作・連携を抑制します。

#### **(6) 特定個人情報の保管・消去**

- ・ 生体認証により入室管理を行っているサーバー室内に施錠管理されたサーバー内に保管しています。
- ・ サーバー室は、ホストコンピューター運用保守管理業者が常時安全管理を行っています。
- ・ 保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、システム運用委託業者による消去処理を実施し、その記録を残していません。

#### **(7) 監査**

- ・ 部署内での自己点検を実施します。

#### **(8) 従業者に対する教育・啓発**

- ・ 特定個人情報を取り扱う職員や定期接種に関する事務に新たに従事する職員などに対し、適宜セキュリティ研修を実施します。
- ・ 委託事業者には個人番号の取扱いに係る注意事項を含む社員教育の徹底を要請します。

#### **(9) 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

- ・ 指定様式による書面の提出により、市民生活部市民活動課で受け付けます。

#### **(10) 予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

- ・ 健康保健部 保健所保健予防課で受け付けます。